

令和 2 年 5 月 20 日  
総務部 情報公開課

令和元年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について（報告）

令和元年度における公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について、練馬区情報公開条例第 29 条および練馬区個人情報保護条例第 33 条に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 令和元年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況

別添のとおり

2 区民への周知

練馬区役所と石神井庁舎の掲示場で公告するほか、区報および区ホームページにおいて、区民への周知を図る。

令和元年度（2019年度）

公文書の公開状況  
個人情報保護制度の運用状況

令和2年5月

練馬区総務部情報公開課

## 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和元年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

### 1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は1,673件、請求者は303人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約46.7%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	782
区政一般	381
環境・清掃	175
教育	157
児童福祉	101
入札・契約など	32
保健・衛生・医療	27
社会福祉	14
議会	4
合計	1,673

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	56	411
区民以外	46	358
区内の法人・団体など	80	435
区外の法人・団体など	121	469
合計	303	1,673

表3 請求方法

請求方法	請求者数(人)
窓口	135
インターネット	116
ファクシミリ	42
郵送	10
合計	303

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	1,119
区政の監視、区民参加	413
学問的な調査・研究	95
私的利害の調整	7
請求目的の記載なし	39
合計	1,673

## 2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は約99%だった。また、公文書公開に関する審査請求が2件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	837
部分公開	588
非公開	14
不存在	25
存否応答拒否	0
取下げ	209
合計	1,673

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	321
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	262
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	23
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	11
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	140
法令等の規定によって公開できないもの	15
他の制度との調整が必要なもの	9

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1週間までに決定したもの	61
2週間までに決定したもの	455
15日かかったもの	427
決定期間を延長したもの	521
取り下げられたもの	209
合計	1,673

## 個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における令和元年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

### 1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は262件で、請求者は74人だった。また、自己情報の開示等に関する審査請求はなかった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区 分	請求者数(人)	件数(件)
区民	53	209
区民以外	21	53
合 計	74	262

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況		件数(件)
開 示 請 求	全部開示	203
	部分開示	48
	非開示	0
	不存在	9
	存否応答拒否	0
	取下げ	2
訂正請求		0
削除請求		0
目的外利用中止請求		0
外部提供中止請求		0
合 計		262

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数（件）
1週間までに決定したもの	41
2週間までに決定したもの	149
15日かかったもの	43
20日かかったもの	0
決定期間を延長したもの	27
取り下げられたもの	2
合計	262

## 2 業務の登録の状況

個人情報収集の目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。令和2年3月末現在の登録数は502件である。

## 3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。令和2年3月末現在の登録数は300件である。

## 4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。令和2年3月末現在の外部委託の業務数は700件である。

## 5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができる。令和元年度の目的外利用の延べ人数は、537,396人、外部提供の延べ人数は129,757人である。

## 6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。令和2年3月末現在の結合件数は74件である。

## 7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
住民基本台帳に関する事務	戸籍住民課	令和元年 11 月 25 日

表5 重点項目再評価（1事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
介護保険事務	介護保険課	令和元年 11 月 25 日

## 8 個人情報にかかる事務処理ミス

令和元年度に発生した個人情報にかかる事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表6 個人情報にかかる事務処理ミス

	種別	内容	原因	所管課
1	誤送付 (5)	【元年5月】 学校開放事業における施設利用承認証を別の団体に送付(1人)	宛名と封入物の確認が不十分だった	子育て支援課
2		【元年7月】 未使用者の名前が記載された新生児聴覚検査の受診票を送付(1人)	受診票を再利用した際の確認が不十分だった	健康推進課
3		【元年12月】 委託事業者が、同戸籍の別人の附票を送付(1人)	証明書の確認が不十分だった	戸籍住民課
4		【2年1月】 区民農園利用者抽選結果通知を誤った住所に送付(77人)	宛名データを加工する際に操作を誤った	都市農業課
5		【2年3月】 委託事業者が、予防接種実施依頼書を別人に送付(2人)	宛名と封入物についてダブルチェックを怠った	保健予防課
6	誤交付 (2)	【元年9月】 戸籍全部事項証明書を別人に交付(1人)	交付する際の本人確認が不十分だった	戸籍住民課
7		【2年2月】 委託事業者が、区民農園利用承認書類を別人に交付(1人)	〃	都市農業課



	種 別	内 容	原 因	所 管 課
8	誤廃棄 ・ 紛失 (5)	【元年5月】 転入に関する届出書類を入力後に 廃棄(1人)	書類を廃棄する際の確認が 不十分だった	区民事務所 担当課
9		【元年5月】 食育推進ボランティア講座参加者 の名札を紛失(21人)	名札を持ち運んだ際にバッ クからの落下に気づかなか った	健康推進課
10		【元年7月】 委託事業者が、住民票等申請書控え を廃棄(約7,500人)	保存箱を整理した際に廃棄 箱群に混入した	戸籍住民課
11		【元年11月】 委託事業者が、精神障害者保健福祉 手帳申請書類の一部を紛失(1人)	書類を移送する際の確認が 不十分だった	保健予防課
12		【2年3月】 委託事業者が、特定疾病療養受療 証等の写しを紛失(1人)	”	保健予防課
13	誤送信 (1)	【2年2月】 委託事業者が、イベント案内のメー ルを送信(52人)	登録していた送付先グルー プを誤って「To」欄に設 定した	練馬子ども 家庭支援 センター